

助成の対象者

和歌山市に住民登録している者で次の(1)～(2)に該当する**低抗体の方**

- (1) 16歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性
- (2) **低抗体**の妊婦の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む)
(ただし、妊娠中若しくは妊娠している可能性のある女性、
平成25年度以降に風しんの予防接種費用の助成を受けた者は除く。)

【注意】 専用の半券(和歌山市風しん抗体検査 結果票)等が必要。

対象者(2)は、風しん抗体検査の前に、保健所で手続きが必要。また、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性は、厚生労働省が作成した「手引き」をご参照ください。

《フローチャート》

平成25年度以降に和歌山市風しん予防接種費用の助成を受けていない

はい

風しん抗体検査の結果、「低抗体」でしたか？

【低抗体：HI法16倍以下 EIA法8.0未満】

※過去に自費で受けられた抗体検査の場合も対象です。

はい

予防接種をお勧めします。

予診票は承諾医療機関にあります。

予約の上、承諾医療機関に受診してください。

【必要書類】①**抗体検査の結果票**

②本人確認書類(運転免許証または保険証等)

いいえ

予防接種助成対象外です。

いいえ

現時点では免疫があると判断されます。

【注意！】

定期接種(風しん5期又はMR5期)の場合の低抗体とは基準が異なります。ご注意願います。